

「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」に寄せられた主な意見

項 目	意 見
<p>1. 生命保険会社の財務基盤の充実 (1) 社員配当ルールの弾力化</p>	<p>生命保険の長期性等の商品特性に鑑みて、「安定的な保障の提供を確実なものとする」ためには、財務基盤の充実を図り、将来における様々なリスクに備えることが必要。かかる観点から、本中間報告にある「社員配当ルールの弾力化」について前向きに検討することが望まれる。(全国生命保険労働組合連合会)</p> <p>配当ルールについては、過去の破綻保険会社の例をみれば、経営危機の遮蔽幕のように配当が行われた経緯がある。その意味でも 80%ルールは見直されるべき。(個人)</p> <p>長期的経営の健全性確保の観点から、適切な内部留保の確保が重要な経営判断事項となることは当然と考える。ただし、相互会社においては、保険事業の結果として剰余金が生じた場合には、これを社員に分配するという理念は維持すべきと考えられ、配当比率下限を各社の定款で定めることとする場合でも、合理的理由もなく配当比率下限を変更することを排除するための措置を設ける必要がある。(生命保険協会、同旨：生命保険会社ほか)</p> <p>ディスクロージャーの改善及び保険会社におけるガバナンスの強化を条件に、社員配当ルールの弾力化を認めるべき。(個人)</p> <p>報告の趣旨には基本的に賛同するが、経営裁量の幅を広めるにあたっては、配当ルールの決定過程の公表を義務付けるべき。(厚生年金基金連合会)</p> <p>実費原則を存在理由とする相互会社において、剰余金の配当財源への繰入率を軽々に低めてよいものだろうか。(個人)</p>

項 目	意 見
<p>(2) 責任準備金等の充実</p>	<p>財務基盤の当面の充実策として、標準責任準備金制度の整備が適当である。(生命保険協会、同旨：生命保険会社、個人)</p> <p>適切な負債評価により財務基盤の充実を図ることを支援するためにも、追加責任準備金を税務上損金扱いとする対応が是非とも必要。(個人)</p> <p>平準純保険料式による責任準備金の積立てを促進しても、逆ざや問題の回避や解消には繋がらない。財務基盤の充実を図るのであれば、税務との調整を行ったうえで、逆ざやに対応できるような追加責任準備金を積立てる仕組みや、危険準備金や価格変動準備金などの内部留保を充実させる仕組みを作るといった対策を検討する方が自然なのは。(個人)</p> <p>当面の充実策とするにせよ、平準純保険料式による積立てを一律に促進することには違和感があり、中間報告において「今後の重要な課題」と指摘されている「保険負債の時価評価」を含め、責任準備金の積立方式のあり方について今後更に検討していくべき。また、標準責任準備金制度を拡大し、商品設計の自由度を奪うことがないよう、商品特性に応じた責任準備金の充実等を検討していくべき。(日本損害保険協会、同旨：損害保険会社、生命保険会社、個人)</p> <p>負債の時価評価については、既に保有資産の時価評価が行われていること、また、企業の退職給付債務が平成12年度決算から時価評価となっていることから早期導入が必要。(厚生年金基金連合会、同旨：個人)</p> <p>国際会計基準審議会等で検討されている包括的な時価会計基準や保険負債の時価評価については、仮に現在の有力案がそのまま導入された場合、生命保険会社の経営に大きな影響を与えるものと考えられ、国際的な審議状況を踏まえつつ、我が国においても、早急に検討を行い、国際的な議論の場において国内から積極的に発言していくことが重要。(生命保険協会、同旨：生命保険会社、個人)</p>

項 目	意 見
(3) 株式会社化の枠組みの積極的な活用	<p>実際の株式会社化にあたって、会社の恣意が働く余地を最小化するような手続きを構築することが重要。とりわけ、寄与分計算の検証には専門的スキルが不可欠であることから、外部アクチュアリーを用いた第三者による検証を義務付けるべき。(個人)</p> <p>株式会社化を実現可能なものとするうえで、多数株主の管理方法等、実務課題の解決に向けての創意工夫発揮の余地が確保されることが必要。(個人)</p> <p>各社において自主的に決定されるべき。(生命保険協会)</p>
(4) 基金の調達手続の弾力化等	<p>株式会社の授權資本制度を参考とした早急な制度的手当てをお願いしたい。授權期間については、複数年にわたる設定が可能になるよう検討いただきたい。(生命保険協会、同旨：全国生命保険労働組合連合会、生命保険会社)</p> <p>弾力的な基金調達の途を開くことは必要かも知れないが、重要な点は、基金を償却しうる剰余の見通しがきちんとした手続きにより確認されることであると思われる。(個人)</p> <p>総代会は少なくとも年1回は開かれていること、保険会社の経営の健全性について長期的な将来収支分析が行われていることを勘案すれば、総代会に諮る余裕もないまま、基金の再募集をする必要に迫られるケースはあまりないと考えられる。また、そのような必要が生じた時には、それこそ総代会を臨時であっても開催し、その必要性、負担の妥当性について十分な説明が行われることが必要だ。(個人)</p>

項 目	意 見
<p>2 . 保険契約者からの信頼の向上</p> <p>(1) ディスクロージャーの改善</p>	<p>消費者が生命保険会社を選択する際の一要素であるとの位置づけからも当然ながらディスクロージャーの水準及び内容、質が精査されるべきであり、現行のディスクロージャーは不十分。(個人ほか)</p> <p>ディスクロージャーについては、その目的や対象者に応じて適切に行われることが必要だ。経営状況に関する事実の正確な伝達とその状況に応じて必要とされる適切な施策の提示が、各経営者自らの責任と判断によってセットで行われることが必要。(全国生命保険労働組合連合会)</p> <p>ディスクロージャーが充実すれば保険契約者が保険会社・商品を適切に選択できるかのような書きぶりはミスリーディングなものとする。ディスクロージャーの充実は重要な課題ではあるものの、それによって自動的に契約者の理解が急激に高まり、適切な選択力を持つに至るなどということはあるとあり得ないという理解に基づいて、契約者保護と自己責任のあり方についての検討をしてほしい。(個人)</p> <p>開示の推進にあたっては、開示により事業者が被る不利益への配慮も必要。詳細な開示項目及び内容については、法令で一律に定めるのではなく、各社の自主的な開示あるいは業界自主ルールに委ねることが適当。(生命保険協会、同旨：生命保険会社)</p> <p>今後の検討及び制度設計にあたっては、商品特性に応じた適切なディスクロージャーの観点から検討を行うべきであり、商品の特性を無視した一律の基準で開示の詳細を定めるのは妥当ではないと考える。(日本損害保険協会)</p> <p>損益状況を詳細に真っ先にディスクローズすべき。(個人)</p> <p>2000年度から、各社は基礎利益を公表したが、一番知りたい死差、費差、利差などは公表していない。(個人、同旨：金融オンブズネット)</p>

項 目	意 見
	<p>損益状況の開示が必要とされているが、特に逆ざやの算出基準などを明らかにし、定義の明確化を図るべき。(金融オンブズネット、同旨：個人)</p> <p>事業費の明細の開示項目及びその方法を見直すべき。(個人)</p> <p>リストラの状況や給与、福利厚生等、全てを公開すべき。(個人)</p> <p>責任準備金の詳細の開示は早急に行うべき。(個人)</p> <p>ソルベンシーマージン比率の核となる基金及び劣後ローンの調達先と調達レートの開示が必要。(金融オンブズネット)</p> <p>すべての情報を一律に開示するだけでなく、消費者向け、専門家向けなど4段階程度に分けてのわかりやすい理解できる情報開示となる工夫を図ることが必要。(金融オンブズネット、同旨：日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者相談室提言部会)</p> <p>生命保険は高額で長期に及ぶ商品でありその内容は複雑で分かりにくく他社の商品との比較も非常に困難。又、契約時の情報提供も不十分。(全国消費者団体連絡会)</p>
(2) 保険会社におけるガバナンスの強化	<p>契約者の意思を決定する重要機関である総代会のあり方はこれでよいのか。会社の決めた人達、有名会社の社長、学者、弁護士等会社の意思に従う者の揃い踏みだ。一般契約者など全く入っていない。一般契約者を主人公にした総代会にすべきではないか。今のままでは契約者の意思など入る余地は全くない。(個人)</p> <p>そもそも総代を推薦する総代候補者選考委員会の委員自体を生保が選んでいるなど、総代の選び方は透明性があるとは言いがたい。(個人)</p> <p>年金基金のような多額の資金を預けている契約者と個人の契約者とでは保険会社の経営への寄与度に差があると考えられることから、株式会社の株主議決権の例を参考にするな</p>

項 目	意 見
	<p>ど契約者間でガバナンスの格差を設けることをあわせて検討すべき。(厚生年金基金連合会)</p> <p>立候補制については、一部の利益代表的な総代が選出される可能性が高い等の弊害が大きい。総代の選抜範囲の拡大についても、各社において、総代の構成が広く各層を代表するものとなるよう総代候補者の選考において配慮がなされているところであり、今後も各社の工夫に委ねられるべき。一般社員の意思を総代会に一層反映させるための努力が重要であると認識しているが、画一的なルール化によるのではなく、各社の創意工夫による実質的なガバナンスの充実が図られることが適当。総代数の拡充については、その適正数は各社が判断すべき。(生命保険協会、同旨：生命保険会社)</p> <p>現行法下では保険計理人の権限と責任が曖昧であり、困難な経営環境下で十分に機能するための制度が整備されているとは言いがたい。そこで、中間報告記載の観点から保険計理人の機能強化を図ることは、極めて重要である。保険計理人の責任範囲の明確化、外部からの保険計理人の選任の推進等を図るべき。(個人)</p> <p>生命保険会社でディスクロージャーが十分と考えていても、複雑な保険商品の特性から全ての契約者の理解を得ることは難しい。公平な目によるチェックとして保険計理人の機能の一層の強化が必要。(日本消費生活専門相談員協会)</p> <p>保険計理人の機能強化の趣旨を全うするには、保険計理人の資質の向上が最も重要であり、同時に行政当局においてもアクチュアリー機能を充実することが不可欠。(個人)</p> <p>将来情報は前提により数値が大きく振れるという問題があるが、例えば、破綻処理のトリガーとして位置づけられた将来収支分析の開示を求めたい。(個人)</p> <p>保険計理人は、会社の健全性や契約者間の衡平性等について会社に事前に提言していくことが本来の姿。事後検証を主体とした監査役・会計監査人と機能・役割は明確に異なる。将来収支分析自体は、責任準備金の十分性や事業継続基準を充たしているかどうかを保</p>

項 目	意 見
	<p>険計理人が取締役会に報告し、会社としてどのような対応をとるか判断するために、あらかじめ定められた保守的なシナリオにより算出した将来見通しに基づくアーリーウォーニングであり、そのまま説明することは適当ではない。したがって、将来収支分析を踏まえた経営者の将来の見通しを総代会・株主総会に説明することとし、各社の自主的な取り組み・工夫に委ねることが適当。 現行の保険計理人の位置づけから、行政当局との連携の重要性あるいは、当局自身のアクチュアリアルな能力確保も重要。 外部からの保険計理人の選任は、保険計理人の位置づけから考えると、その実効性は疑問。むしろ保険計理人の分析の前提等を会計監査人が検証する等の会計監査人との連携を行うことが重要。(生命保険協会、同旨：生命保険会社)</p> <p>将来収支予測のような専門的事項については、行政側の保険数理担当者と保険計理人という専門家同士が、前提の妥当性と結果の解釈につき十分検討することで、主たる目的を果たすことになるものと思われる。総代会報告をしたところで実質的な効果は期待できないと思われる。(個人、同旨：全国生命保険労働組合連合会)</p> <p>少数社員権行使要件の緩和については、平成8年の保険業法改正時に弊害の可能性等も考慮したうえで、大幅な要件緩和が図られたことや、今後の商法改正に向けた議論等を踏まえれば、敢えて相互会社のみを取り上げて法改正を行う意義は乏しいのではないかと思われることから、慎重な検討が必要。(生命保険協会、同旨：生命保険会社)</p>
<p>3 . 多様な保険商品開発の促進 (1) 保険商品の審査手続の見直し</p>	<p>現行の認可制を前提としつつ、現行の認可に係る標準処理期間、届出に係る審査期間の短縮をはかるべき。(全国生命保険労働組合連合会)</p> <p>保険契約者に対する迅速な商品提供をより一層促進していくため、審査期間 60 日のさらなる短縮を検討願いたい。当局における商品審査の要員の拡充について検討願いたい。(日本損害保険協会)</p> <p>届出制度の対象を企業向け及び家計向けの全商品に拡大してほしい。全保険商品を「ファ</p>

項 目	意 見
	<p>イル・アンド・ユース」の対象に移行させるまでの間は、審査期間を 30 日に短縮してほしい。(損害保険会社等)</p> <p>保険の購入にあたり、高い判断能力を有する企業顧客に対して提供される保険商品の商品認可については、ファイル・アンド・ユースを導入することが必要。(在日米国商工会議所、同旨：日本損害保険協会)</p> <p>届出制の拡大は、現行の制度の下では一步前進であり好ましいこと。しかし、現行届出制は制約条件付きの届出制であり、望んでいる届出制には程遠い。保険業法、施行規則に記述されている審査基準の内容をもっと具体的に箇条書きにし、それを説明する形で提示していただきたい。現行認可制度を維持するとした場合、その実を上げるとするならば、単に担当官の人数を増やすだけでは足りず、その質的側面の充足を図る必要がある。すなわち、料率面ではアクチュアリー、約款等商品内容についてはリーガルな専門家も必要。(外国損害保険協会)</p> <p>一般消費者向け商品で長期・高額、あるいは変額となるものについては、一定の許可制の仕組みは堅持しておくべき。(金融オンブズネット)</p> <p>たとえ企業向け商品であっても、例えば団体定期保険のような保障性商品については、認可制を維持することが適当。(生命保険協会)</p> <p>保障性商品については、企業向け商品であっても、認可制を維持することが適当。報告では、家計向け商品について、適正な保険契約内容を確保し、保険契約者等の保護を図る必要が高いとされており、この点、将来にわたり認可制を維持することが適当。(生命保険会社)</p>

項 目	意 見
(2) 特別勘定の見直し	<p>特別勘定に係る特別先取特権を付与することについては生命保険会社の経営破綻が相次いでいることから優先的な検討が速やかに行われるべき。(厚生年金基金連合会)</p> <p>特別勘定の保険契約者に一定の要件の下に特別先取特権を付与し、同勘定に属する資産を同勘定の保険契約者等への弁済の原資とすることが、保険契約者保護の観点からも望ましいと考える。(生命保険協会、同旨：生命保険会社、個人)</p>
<p>4 . 監督手法の整備</p> <p>(1) ソルベンシーマージン基準の 不断の見直し</p>	<p>ソルベンシーマージン基準の不断の見直しを行い、指標の信頼性を確保し、契約者に安心をもたらすものにすべき。(個人)</p> <p>現行のソルベンシーマージン基準におけるリスク水準は、昨今の実情にあっていないなどの問題があることからリスク算出方法を米国基準並みに厳格化すべき。(厚生年金基金連合会)</p> <p>予定利率リスク等の各種指標のリスク水準を適正なものとする必要。なお、損害保険会社における巨大災害リスクが予想最大損害額全額であって他のリスクとバランスを欠く面があり、併せ検討する必要がある。(日本損害保険協会、同旨：損害保険会社)</p> <p>当面は今回の見直しの定着状況を見ることも、基準として維持すべき継続性の観点からは重要。(生命保険協会)</p> <p>生命保険事業の特性に応じ、経営実態をよりの確に反映したものとなるように引続き不断の見直しが必要。例えば、価格変動リスクの対象価額を、現在の時価評価から取得原価に改めること。(生命保険会社)</p> <p>連結財務諸表に基づく新しい基準を作成することに限定せず、現行基準への子会社等の財務状況の反映を含めて幅広く検討されることを要望する。(生命保険協会、同旨：生命保険会社)</p>

項 目	意 見
	<p>連結ベースのソルベンシーマージン基準の導入については、保険事業以外の一般事業を含めたリスク通算の技術的困難性があることや、現在の保険会社は連単倍率が低く、連結財務諸表に基づき算出する意義が小さいこと等を踏まえ、本基準を用いることが適切か否かも含め、慎重な検討をお願いしたい。(日本損害保険協会)</p> <p>銀行、証券の自己資本比率規制との調和の問題については、徒に形式的な統一を図ることなく、各業態の特性を考慮した適切な指標とすることに留意する必要がある。(生命保険協会)</p>
(2) 中間業務報告書の導入	<p>現在自主的に開示を行っている上半期報告を充実し、工夫していくことでの対応が望ましい。(生命保険協会、同旨：生命保険会社)</p> <p>単に銀行との比較上の観点だけでなく、費用対効果の観点から検討を行う必要があるものと思う。(個人)</p>
(3) 資産運用規制のあり方	<p>実効性に乏しいことから、撤廃することが望まれる。(生命保険協会、同旨：日本損害保険協会、生命保険会社)</p> <p>外貨建保険契約のために保有している当該外国通貨建資産も外貨建資産運用制限の対象となっており、早急に是正されるべき。(生命保険会社等)</p>
<p>5 . 保険契約の契約条件の変更</p> <p>< 賛成意見 > 2 4 件</p> <p> 個人 2 1 件</p> <p> 法人・団体等 2 件</p> <p> 生保会社 1 件</p>	<p>< 一般からの意見 ></p> <p> 予定利率の引き下げは残念ながら仕方がないこと。ただし、契約者への十分な説明が必要であり、解約の自由を確保すべき。(個人)</p> <p> 加入した時点での金利格差を少なくし、高金利時代の受取額を少し減らしても新規加入の意欲の湧く金利を保証してほしい。(個人)</p>

項 目	意 見
	<p>生保の破綻をめぐる現下の状況は世界史上例を見ない異常事態であるが、既契約の予定利率を引き下げることができれば逆ざやは劇的に減少する。更生特例法適用には、最終的な債務超過額の拡大、財務悪化状況でのハイリスク運用、「破綻」の烙印を押すことによる生保システム全体への悪影響等の問題点があると思う。(法人)</p> <p>消去法ではあるが、契約条件変更には条件付きで賛成。ただ、中間報告のスキームでは機能しないとみられ、現行の破綻処理スキームの問題点を改良する形で、何らかの基準に応じて強制発動するのが現実的。(個人)</p> <p>更生手続では、清算価値で資産評価を行うため債務超過額が膨らみ契約者の負担が増すこと、ハイリスク運用の結果、一層財務状態が悪化すること、多くの職員が退職し経営基盤を失うことが予想されること等のデメリットがあるため、契約条件の変更という選択肢を設け、いずれの方策がより契約者の利益に資するかを経営者に判断させる制度を設けることは肯定すべき。(個人)</p> <p>一定の条件を満たした場合は条件変更を容認してもよいと思う。条件変更の対象となった契約者は、利率引き下げにより将来その会社に利益が出た場合、契約者配当や株式という形で埋め合わされるべきと考える。(法人)</p> <p><生命保険会社からの意見></p> <p>破綻に至る前に既契約の契約条件変更を可能とする手続きを報告の提言を受けて制度的に整備することは、契約者の負担を軽減するとともに、経営の自己規律を確保する観点から、是非とも必要であり、早急に具体的な法制化が図られるべきである。</p>

項 目	意 見
<p>< 反対意見 > 280件 個人 261件 法人・団体等 9件 生保会社 10件</p>	<p>< 一般からの意見 > [リストラやディスクロージャーの不足などを指摘する意見] 生保は黒字産業。費差益、死差益が出て穴埋めできる仕組みになっており、現段階では業界全体ででみる限り十分カバーされている。(個人、同旨:消費科学連合会)</p> <p>経営状態を客観的に判断できる基準・資料がない中での議論は公正とは言い難い。(個人ほか)</p> <p>ディスクロージャーをしっかりとしたものにしなくては納得できない。また、専門家が解説しなければ分からないようなものは開示したとは言えない。(個人、同旨:日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者相談室提言部会、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会関東支部金融サービス研究会)</p> <p>ディスクロージャーが不十分では、超長期の契約である生命保険契約について、消費者に責任を問うのは過酷である。(個人)</p> <p>営業職員や内勤の正社員の高額報酬、莫大な宣伝広告費、現場のデタラメなお金の使い方等、「改革なくして大手生保に将来なし」。(個人、同旨:日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者相談室提言部会、日本消費者連盟、日本消費生活専門相談員協議会)</p> <p>総代は実質的には会社側の人選で、会社側に都合のよい結論しかでない。(個人)</p> <p>[契約社会の原理(約束は守ること)に反するとする意見] 保険という商売は、約束が命である。その約束を変更するということは、保険という事業そのものを否定することになる。(個人)</p> <p>消費者は確定拠出、確定給付を信じて合意の下に契約した。成立した契約に基づいて債務の履</p>

項 目	意 見
	<p>行を求めるのは当然。(日本消費生活専門相談員協議会、同旨:個人)</p> <p>「約束は守る」という社会の基本すら守らなくていいと国がお墨付きを与えようとしている。個別の契約者ごとに了解を取り、契約ごとに見直せばよく、それに反対するものにまで不利な契約を国が押しつけるのは問題。(個人)</p> <p>[経営の失敗を契約者に帰するのは問題という意見] 不利益分を契約者のみに押しつけ、経営者の責任が明確になりにくい「予定利率引き下げ」は本末転倒。(個人)</p> <p>投資のプロが見通しを誤ったつけをどうして国民がとらされなくてはならないのか。(個人)</p> <p>全体に保険会社救済の色彩が強い。契約条件の変更は消費者のみに負担を強いることにならないか。(金融オンブズネット)</p> <p>[契約者に負担を求めるのは一番後であるべきという意見] 保険会社の損失を契約者に負わせるのは最後の手段。保険会社の破綻は、まず保険会社が責任を負い、次に銀行等の劣後債権者が、最後にやむなく消費者が一定の負担をする、というのが順序。(主婦連合会、全国消費者団体連絡会)</p> <p>[制度導入は生命保険事業や他の金融機関への信頼を失わせるものであり、逆効果とする意見] 生保への信頼低下から保険離れが進み弱い保険会社の経営破綻に繋がるのでは。(個人、同旨:全国消費者団体連絡会、日本消費者連盟、主婦連合会)</p> <p>保険とは信用だ。経営難の時はいつでも契約変更できる保険など存在価値なし。保険会社の自</p>

項 目	意 見
	<p>己否定だ。(個人)</p> <p>生保だけではなく、固定利率をうたっている金融商品がすべて怪しいものを感じられてくる。(個人)</p> <p>契約時の内容が、後に、一方からの業績悪化の理由で変更されるのであれば、長期にわたる保険のような契約ができなくなってしまうのではないか。(個人)</p> <p>引き下げたいと手を上げている社が1社もない中で、このような議論が続くことが生保業界全体の信用不安を増幅させている。個社の延命よりも業界全体の信用回復を目指すべき。(個人)</p> <p>[更生手続等の破綻処理の方がよい。破綻した場合に契約条件が変更されるのなら仕方がないとする意見]</p> <p>契約を履行できない生保会社は、破綻処理によって粛々と公正に手続きを進めるべき。その方が契約者としても納得できる。(個人)</p> <p>これまでのように更生特例法による利下げでよいのでは。生き残れない生保は退場すべき。(個人)</p> <p>契約条件の変更は更生手続と比べて大したメリットもなく、契約社会の大原則を曲げてまで制度の導入を図る必要はない。早期の更生特例法にて処理すればよい。(個人、同旨：日本青年会議所、金融オンブズネット、日本消費者連盟、主婦連合会、全国消費者団体連絡会、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者相談室提言部会)</p> <p>[契約条件の変更が実行される時には解約するとする意見]</p> <p>契約を解約し、外資の保険にシフトする。(個人)</p>

項 目	意 見
	<p>予定利率が引き下げになるのであれば保険料を無理して払っていく意味がなくなるため、即解約しようと思う。(個人)</p> <p>予定利率が引き下げられるとなれば、契約を解約するのは当然のこと。その際は、それまで納めてきた保険料と同等の解約払戻金を頂きたい。(個人)</p> <p>[将来設計が狂ってしまうので困るという意見] 特に貯蓄性の保険では、契約者の人生設計に大きな狂いを生じさせ、投機性の高い金融商品と何ら変わらなくなる。(個人)</p> <p>< 生命保険会社からの意見 > 本制度が導入された場合、制度が存することそのものにより、生命保険事業に対する国民・契約者の信頼を失うことになると考える。</p> <p>生保商品が将来の予定利率引き下げの可能性を内包する商品となることによる、他の金融商品との比較における競争力の低下も懸念される。</p> <p>契約条件変更を議論することも、今年度に入ってから解約増加の一因と思われる。</p> <p>本制度の導入が検討されていること自体により、生命保険会社全体に対する国民、契約者の不安感を醸成し、業界全体の信頼性を低下させる結果となっている。当社をはじめ多くの生命保険会社が、仮に本制度が導入されたとしても実施する考えはないと明確に表明しているにもかかわらず、「制度導入が検討されている以上、必要性があるのだろう。」「制度が導入されれば、予定利率引き下げを実施する会社がある。」「実施する会社はどこか。」等の憶測が広くなされており、国民・契約者の生命保険業界全体への不安感・不信感を増す結果となっている。</p>

項 目	意 見
	<p>総代会や契約者懇談会の場において、また、営業職員を通じて、契約者からの制度に対する不信感が漂っている。</p> <p>更生手続であれば、手続きの公平性・透明性等が十分に確保されている。</p> <p>現行の更生手続においても、責任準備金の削減を実施せずに、予定利率の引き下げのみ行う事例が出てきており、モニタリングを強化すること等で更生手続が更に適時・迅速に行われるようになれば、今以上に保険契約者の負担を軽減できることから、敢えて破綻処理に至る前に「契約条件変更」を可能とする制度を創設する必要はないと考える。</p> <p>破綻前の方策として位置づけられているものの、本制度の適用はデフォルトに他ならないとの見方もある。</p> <p>契約者集会による特別決議の実現性、基金拠出者、劣後債権者等の一般債権者の負担など、現実には機能しない可能性が高い。また、手続きを開始した途端に解約が急増し、結果的に破綻に追い込まれることも考えられ、この制度自体が機能するとは思われない。</p> <p>国際的にみても、破綻時以外に契約条件変更を認める制度を有する国はなく、もしこのような制度を創設した場合、日本の生保業界に対する諸外国からの評価は著しく低下する虞がある。</p>
<p><その他> 17件 個人 10件 法人・団体等 7件 生保会社 0件</p>	<p>金融庁は今まで以上に生保会社をしっかりと検査・監督すべきだ。(個人)</p> <p>生保各社は相互会社であることを悪用し、営業優先、契約者軽視の姿勢が全く変わっていない。行政としては、業界の合併・再編が進行するよう誘導するのが望ましい。(個人)</p> <p>生保会社が予定利率の引き下げを実施した場合、契約上の債務不履行であると解釈する。(法人)</p>

項 目	意 見
	<p>中間報告にも指摘されているとおり、このような制度は、その内容につき国民・保険契約者の理解のうえ、社会的な認知が十分に得られて初めてその導入が可能になるものとする。今後、広く一般から寄せられた意見を踏まえ、真に保険契約者保護に資するものであるかどうかという観点から検討が行われるべき。(生命保険協会、同旨：全国生命保険労働組合連合会、日本損害保険協会)</p> <p>契約条件の変更を可能とする立法を行うべきかについて提言はしない。ただし、制度を導入する場合には、それは公平かつ平等であり、日本における保険事業運営の事業形態やその取扱商品の種類に関係なく、全ての保険会社に同等に与えられるべき。(在日米国商工会議所、同旨：米国生命保険協会等)</p>